

# 第35回 総会議事録

日 時 令和5年3月13日(金) 13時15分

場 所 山形市庁舎 7階 701AB会議室

## 山形市農業委員会

# 総会委員名簿

令和4年8月1日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 俊嗣	
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草苺 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員、編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鍵水 豊	
出	12	日下部 洋一	
欠	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長、編集委員
出	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長、編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	第3ブロック長
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	運営委員、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

# 第35回総会（定例）

日 時：令和5年3月13日（月）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 7階 701AB会議室

山形市農業委員会

## 第35回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第 153 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議題 154 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議第 155 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議第 156 号 農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による農地等の  
変更について

議題 157 号 農用地利用集積計画について

議題 158 号 農用地利用配分計画案について

議題 159 号 山形市農業委員会農地事務取扱要領の一部改正について

5 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第 4 条届出書の受理について

(3) 農地法第 5 条届出書の受理について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地法第 5 条の規定による許可について

## 6 連絡事項

- (1) 次回の総会（定例）について 令和5年4月13日（木）
- (2) 次回の委員調査について 令和5年4月11日（火）

## 7 その他

- (1) 令和5年度利用集積計画の事務処理計画について
- (2) 令和5年度最適化目標の設定について

## 8 閉 会

### 第35回総会議事録

(令和5年3月13日(月) 市庁舎7階 701AB会議室)

出席委員 23名  
欠席委員 1名  
開 会 午後1時15分

事務局	<p>それでは、現在の出席委員数をご報告いたします。 本日は、13番梅津 委員から欠席の連絡を受けております。 在任委員数24名、出席委員数23名、欠席委員数1名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 なお、なお、本日は第1ブロックから朝倉克昭推進委員と川村栄介推進委員、第2ブロックから佐藤安広推進委員と鈴木利美推進委員、第3ブロックから池野伸幸推進委員と丹野菊男推進委員、第4ブロックから斎藤祐治推進委員が出席しております。 本日の傍聴人は0人です。 それでは、議長選出につきまして、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。 議長より開会の宣告及び挨拶をお願いします。</p> <p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議長	<p>それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、11番鏈水委員、12番日下部委員にお願いし、書記に武藤主幹を任命します。 それでは、議事に入ります。 議第153号農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。議長。 議案書の1ページをお願いします。 議第153号農地法第3条の規定による許可申請についてです。 このたびは、議案書の2ページ93号から4ページの98号までの6件で、農地の所在地、借受人・譲受人、貸出人・譲渡人、申請事由等については、記載のとおりです。 議案書の2ページをご覧ください。</p>

	<p>93号は明治地区灰塚の田畑 15,490㎡について、親子間で使用貸借権の設定により営農してきた農地についての生前一括贈与で、これまで通り、水稻、サクランボ、リンゴ、野菜を栽培します。 議案書の3ページをお願いします。</p> <p>94号は南山形地区津金沢の現況畑 89.9㎡について、所有権移転及び借入地（賃借権設定）の買受です。認定農業者の父とともに耕作してきた農地 6.28㎡と合わせて、隣接する農地で登記地目宅地現況地目畑 83.62㎡を買受け、野菜を栽培します。</p> <p>95号の蔵王地区蔵王半郷の畑についての所有権移転と合わせて、96号の蔵王地区南半郷の田について使用貸借権の設定による新規就農です。委員調査をお願いしています。</p> <p>97号は明治地区中野目の現況樹園地について、賃借権の設定による新規就農です。委員調査をお願いしています。 議案書の4ページをお願いします。</p> <p>98号は楯山地区十文字の田畑について、使用貸借権を設定しての経営拡張です。委員調査をお願いしています。</p> <p>以上6件の内、職員調査とした案件について、許可相当と考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 95号と96号について、18番佐藤幸悦委員から報告をお願いします。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>18番佐藤です。95号と96号についてご報告いたします。申請人、申請土地については議案書に記載のとおりであります。新規就農で、95号の権利の種類は所有権の移転、96号は使用貸借権の設定です。譲受人は■■■■歳です。農業従事日数は300日、職業は不動産業をしているとのことでした。世帯状況としては■■■■です。95号の蔵王半郷松尾川にはブルーベリー、トマトを栽培したい、96号の南半郷にはトウモロコシを植えたいとの考えのようです。農業機械の所有ですが、肩掛けの草刈り機1台、背負いの噴霧器2台、リースでトラクター、軽トラックを借りる予定です。95号は所有権移転ですが、売買価格は■■円です。通作距離は■■■mで車で■■分です。現場確認したところ現場に高床式の作業小屋が建設途中でした。まだ権利も取得していないのに農作業小屋を建設するのは違法であるため、撤去を求めました。営農に関する知識も乏しく、作物を栽培する農業用機械も不備があるため、改めて営農計画の練り直しが必要でないかと判断し、許可保留と考えました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に97号について、19番會田委員から報告をお願いします。</p>
<p>會田委員</p>	<p>19番會田です。97号について、ご報告いたします。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。権利の種類は賃借権の設定、新規就農案件であります。借受人の■■■■さんは■■歳。家</p>

	<p>族は■■■■と■■■■だそうです。■■■■さんは塗装業を営んでおりましたが、コロナ禍で業績が上がらず、以前から興味があった農業を行いたいと申請に至っております。農業は■■■■と■■■■でやっていきたいと考えているそうです。■■■■さんは貸人の■■■■さんの■■■■であります、■■■■さんに従事し、営農指導も受けております。■■■■さんは大規模な果樹園を経営しており、借りる農地も樹園地ですが、3,700㎡には桃を植え、1,000㎡にはトウモロコシと枝豆を植える計画です。借りる農地は果樹の伐採、伐根済でした。丸勘市場に出荷予定です。農業機械はトラクター、草刈り機、SS、軽トラックを落合さんからリースで年■■■■円で借りるとのことでした。賃借料は■■■■円。10a当たり■■■■円です。契約期間は5年です。通作距離は■■■■mで、非常に恵まれた農地でありました。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>次に、98号について、18番佐藤幸悦委員より報告願います。</p>
佐藤委員	<p>18番佐藤です。98号についてご報告いたします。申請人、申請土地については、議案書に記載のとおりです。権利は使用貸借権の設定で、期間は5年です。借受人の■■■■さん■■■■歳で、職業は農業兼造園業です。農業従事日数は300日、■■■■も300日、■■■■が180日です。水稻、梅、柿を作付け予定です。農機具は、トラクター、田植え機、草刈り機、動噴、軽トラックが各1台です。通作距離は青柳が■■■■m車で■■■■分。十文字は■■■■mで車で■■■■分ということでした。貸し人とは口約束で貸し借りしていたが、今回正式に貸し借りの申請をするものです。蜂谷さんは多忙で今回の聞き取り調査にお出でにならなかったため、現場には貸し人の■■■■さんが同行して調査いたしました。現場では、■■■■さんが造園業をしているということで、切った枝や石等の仮置き場のようになっていました。そこで、これは違反状態となるので、現状回復しないといけないと貸し人から借受人に伝えてもらうことにしました。本人から聞き取りも出来なかったため、許可は保留すべきと考えました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。 無いようですので、本日出席の推進委員の方からも意見を頂きます。</p>
安達委員	<p>1番安達です。95号、96号、98号と保留にしたほうが良いとのこと報告でしたが、状況から保留もやむ無しと考えます。</p>
議 長	<p>その他、ありませんか。</p>



石川委員	2番石川です。97号案件ですが、農業だけでなく、塗装業も継続してやっていくということでしょうか。農作業が疎かにならないかお聞きしたい。
井上委員	4番井上です。私の地区の方なのでお答えいたします。農作業については、朝仕事、仕事終わり、あと日曜祭日に作業することで、十分やっていけると聞いております。■■■さんは認定農業者ですが、果樹はやっていなくて、■■■■が果樹をやっておりますが、高齢で広い農地を管理は出来なくなっているのです、今回の申請になったと聞いております。
議長	<p>その他、ありませんか。</p> <p>無いようですので、お諮りします。初めに93号、94号、97号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>次に、95号・96号について、調査委員では「95号について現状で農地の利用に問題があることや96号については営農計画上の問題点がある」という報告でした。95号のみですと3条許可の要件である30aの下限面積要件に該当しないため、確実な営農計画を作成及び農地利用の問題点の解消するまで、95号・96号ともに判断を保留としたいと考えます。</p> <p>また、98号についても「現状で農地の利用に問題がある」という報告でしたので、農地利用の問題点が解消されるまで判断を保留としたいと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>全員異議なしと認め、議第153号農地法第3条の規定による許可申請について、93号、94号、97号について許可することとし、95号・96号と98号については許可の判断を保留することに決めます。</p> <p>許可を保留ということで決しましたが、事務局より何か補足的な項目がありますか。</p>
事務局	今回、調査の段階で問題が発覚するというものでしたが、本来であれば現場や何か問題があるものについては、運営委員会で報告して総会に臨むということが必要ではないかと考えますので、委員調査や現場確認の時期などについて、精査してまいりたいと思います。
草苺委員	総会に提出する案件の精度をどのように考えているのか。本来、受付の段階で現場等を確認して、受付出来るかどうか、許可出来るかどうかを確認してから議案書に載せるという手順になるかと思ひ

		<p>ますが、事務局としてはどう考えているのか。</p>
議	長	<p>今しがた、話したとおりであります。委員からの意見について、今後十分に精査してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>その他ありませんか。 それでは次に進みます。議第 154 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事	務	<p>はい。議長。 議案書の 5 ページをお願いします。 議第 154 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、6 ページの 6 号 1 件です。 説明の前に資料の訂正をお願いします。 当案件については、運営委員会において、委員調査の必要がないという判断になりましたので、6 ページ、7 ページの調査委員名を削除願います。 詳しくは 7 ページをご覧ください。 6 号は、[ ] から [ ] に位置する大曾根地区東古館の畑で、市道拡幅に伴う土地収用により山形農業業協同組合が所有する配送センター敷地内の駐車場が減少するため、現在の敷地に隣接する当該農地に拡張して 15 台分の駐車場を設置するものです。 以上につきまして、許可相当と考えております。 ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。 無いようですので、お諮りします。議第 154 号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>全員異議なしと認め、議第 154 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。 議第 155 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事	務	<p>はい。議長。 議案書の 8 ページをお願いします。 議第 155 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、9 ページの 51 号から 10 ページの 60 号までの 10 件です。</p>

11 ページをご覧ください。

51 号は、[ ] から [ ] に位置する、滝山地区神尾の畑 146 m<sup>2</sup>で、1 種農地と判断しております。[ ] で、神尾地内に設置している [ ] の駐車場スペースが不足しているため、現在、集落内にある [ ] の一部を小型除雪機と従業員の駐車スペースとして利用していますが、早朝から作業で集落の住民に騒音等の迷惑をかけている原状を改善するため、影響が少ない [ ] に隣接する当該農地を借受け、駐車場、重機置場を拡張するものです。

12 ページをご覧ください。

52 号は、[ ] から [ ] に位置する、樫沢地区黄金の田で、建築条件付き売買予定地の造成です。委員調査をお願いしています。

13 ページをご覧ください。

53 号は、先に説明した 52 号案件に隣接する樫沢地区黄金の田 191 m<sup>2</sup>で、1 種農地と判断されます。

譲受人は 52 号案件と同じ法人ですが、コロナ禍のウッドショックに加え、ロシアによるウクライナ侵攻が追い打ちとなり、木材の入手が困難となっているため、なるべく多くの在庫木材を確保する必要があるため、会社に隣接する当該農地を譲受け、商品・資材置場を設置するものです。

14 ページをご覧ください。

54 号は鈴川地区穂積の田で、併用地と合わせて敷地拡張し駐車場を設置するものです。委員調査をお願いしています。

16 ページをご覧ください。

55 号は [ ] から [ ] に位置する、楯山地区十文字の畑 498 m<sup>2</sup>で、1 種農地と判断されます。

譲受人は、電機・信号工事、道路照明灯工事などを行う法人ですが、駐車場が狭く、高所作業車やトラック・バンなどの社用車と従業員車両、来客用駐車スペース不足しているため、当該農地を借受けにより敷地拡張し、駐車場と作業・回転スペースを確保するものです。

17 ページをご覧ください。

56 号は [ ] から [ ] に位置する、南沼原地区沼木の畑 367 m<sup>2</sup>で、2 種農地と判断しています。

譲受人は [ ] に住まいしていますが、将来を考え、[ ] と [ ] にアクセスが良く、通勤にも利便性が良い、当該農地を譲受け、一般住宅を建築するものです。

18 ページをご覧ください。

57 号は、金井地区陣場新田の田で、建築件付売買予定地の造成です。委員調査をお願いします。

19 ページをご覧ください。

	<p>58号は[ ]から[ ]に位置する、南沼原地区長苗代の田324㎡で、1種農地と判断しています。</p> <p>譲受人は現在市内の[ ]に住まいしていますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、同じ学区内にある、当該農地を譲受け、一般住宅を建築するものです。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>59号は[ ]から[ ]に位置する、南山形地区黒沢の田400㎡で、2種農地と判断しています。</p> <p>譲受人は[ ]で住まいし、家族も[ ]に住まいしていますが、転勤で勤務地が変わっても、子供の生活環境が変わらないように、実家近くに住宅を建築し、子育てに協力してほしいと考えたことから、当該農地を[ ]から借受け、一般住宅を建築するものです。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>60号は[ ]から[ ]に位置する、金井地区内表東の畑200㎡で、1種農地と判断しています。</p> <p>譲受人は市内の[ ]に住まいしていますが、子供が生まれ手狭となったことを機に、自身は実家の農業を手伝い、[ ]から子育ての支援を受けるため[ ]当該農地を借り受け、農家分家住宅を建築するものです。</p> <p>以上10件について、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>はじめに52号について、18番佐藤幸悦委員から報告をお願いします。</p>
佐 藤 委 員	<p>18番佐藤です。52号についてご報告いたします。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。申請は建築条件付きの宅地分譲です。申請人は、市内で[ ]を行っている法人ですが、不動産業もしており、今回事業収益を上げるために申請に至ったとのことです。当該地は西バイパスや高速道路も近く、需要が高く、申請地の隣に[ ]があるため、管理しやすいとのことです。被害防除としては、汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透です。最上川土地改良区の意見書も確認しております。土地取得費は[ ]円。1㎡当たり[ ]円です。土地造成費は[ ]円。建築費は4棟で[ ]円を見込んでおります。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長 會 田 委 員	<p>次に54号について、19番會田委員から報告をお願いします。</p> <p>19番會田です。申請人、申請地については、議案書記載のとおりです。申請人は申請地の隣に事務所があり従業員の駐車場がこのたび収用にかかり、その代替地として今回の申請地を山形県から譲り受けるものです。申請理由としては、敷地を拡張して駐車場ということになります。被害防除としては、汚水・生活雑排水は出ません。</p>

議 長	<p>雨水は地下浸透となります。調査の結果、許可相当と判断した次第です。開発許可は不要、東部土地改良区からの意見書を確認しております。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>次に 57 号について、18 番佐藤幸悦委員から報告をお願いします。</p>
佐藤委員	<p>18 番佐藤です。57 号についてご報告いたします。申請人、申請地については議案書に記載のとおりです。使用目的は建築条件付きの宅地分譲です。当該地は住環境に優れ、事業収益が見込めるということで申請に至りました。被害防除計画としては汚水、生活雑排水は公共下水道。雨水は地下浸透であります。最上川土地改良区からの意見書を確認しております。土地取得費は [REDACTED] 円、土地造成費としては [REDACTED] 円、建築費は 11 棟で [REDACTED] 円の見込みということでした。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
工藤委員	<p>17 番工藤です。57 号について、地域からの要望とか陳情等がよくあることなのですが、そういった事情とかは考慮されているのか。</p>
事務局	<p>地域の広がりに関する調査はしますが、そういったものは調査対象になっておりませんので、把握しておりません。</p>
	<p>(工藤委員、了承)</p>
今野委員	<p>6 番今野です。54 号について、山形県の所有になっているのは何故か。</p>
會田委員	<p>県で収用した代替地のためです。</p>
事務局	<p>県の方で予め用意していた代替地ということです。</p>
	<p>(今野委員、了承)</p>
安達委員	<p>1 番安達です。調査の時に誰が来たのかお聞きしたい。</p>
事務局	<p>申請を出した、代理人が調査に出席いたしました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他ありませんか。無いようですので、お諮りします。議第 155 号について、許可することに異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>全員異議なしと認め、議第 155 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。 議第 156 号農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づく農地等の変更について、上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。 議案書の 22 ページ 議第 156 号農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づく農地等の変更についてをお願いします。 23 ページをご覧ください。 これらの農地は、農地取得の下限面積を 0.1a とする指定をし、24 ページのとおり告示を行った農地 20 筆のうち 10 筆で、農地法 3 条の許可に基づく所有権移転登記が行われたことから、その指定を解除するものです。 以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問等ありませんか。 それでは、お諮りします。議第 156 号について、原案のとおり意見を決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、第 156 号農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づく農地等の変更について、原案のとおり意見を決定することに決めます。 次に進みます。 議第 157 号農用地利用集積計画について、上程します。 なお、議案には 18 番・佐藤光悦委員に関する案件がありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、総会では参与を控えていただきます。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。 議案書の 25 ページ、議第 157 号農用地利用集積計画についてをお願いします。 17 ページをご覧ください。令和 5 年 2 月受付分の農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」と「所有権移転」の集計表となっております。 1. 利用権設定については、(1)地目別設定面積、(2)作物別設定面積の内訳は記載のとおりです。</p>

<p>議 長</p>	<p>契約期間別では、3年未満が2筆で1,423㎡。3年以上6年未満が11筆で26,140㎡。6年以上10年未満が9筆で24,642㎡。10年以上が54筆で136,499.96㎡。面積は計188,654.96㎡です。</p> <p>「利用権設定」内容は、27ページの74号から33ページの124号まで記載のとおりとなっております、計51件です。</p> <p>「所有権移転」に係る内容は、34ページの8号から35ページの16号まで記載のとおりとなっております、計9件16筆です。</p> <p>なお、山形市の農用地利用集積計画の公告日は、4月1日（土）の予定で、広告の日から貸し借りが開始されます。</p> <p>以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。それではお諮りします。議第157号について、適当であるとする事に異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員異議なしと認め、議第157号農用地利用集積計画について、適当であるとの意見に決します。</p> <p>それでは、次に進みます。</p> <p>第158号農用地利用配分計画案について、上程します。</p> <p>なお、議案には1番・安達委員に関する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、総会では参与を控えていただきます。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。議長。</p> <p>議案書は36ページ、議第158号農用地利用配分計画案についてお願いします。</p> <p>このたびは、農地中間管理事業の借受け者の変更となる案件です。内容は37ページの1号から39ページの25号まで記載のとおりで、現在9経営体の方と契約が結ばれている53筆136,916㎡について、4月下旬から16経営体が新たに借受け、耕作を引き継ぐものです。</p> <p>なお、山形県による農用地利用配分計画の認可は4月14日（金）、公告日は4月25日（火）、貸し借りの開始は公告日の翌日となる予定です。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。それではお諮りします。議第158号について、適当であるとする事に異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>全員異議なしと認め、議第 158 号農用地利用配分計画案について、          適当であるとの意見に決します。          それでは、次に進みます。          第 159 号山形市農業委員会農地事務取扱要領の一部改正について、          上程します。          それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。          議案書は 40 ページ、議第 159 号山形市農業委員会農地事務取扱要          領の一部改正についてをお願いします。          お渡しした、議第 159 号参考資料法改正の状況と併せて説明いた          しますので、並べてご覧いただきながら、説明させていただきます。          なお、改正案では 3 月 20 日から施行し、4 月 1 日から適用しており          ますが、法令と合わせた表現とする場合、3 月 20 日に改正し、4 月          1 日施行という表現となるようですので、修正をお願いします。          この度、経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地法の改正もされ、          下限面積について、4 月 1 日施行で削除されます。規則に定める 17          条も削除されることとなります。今後の審査については権利取得者          が権利取得者が耕作をしないと、投機目的等で買うとかの場合は          許可出来ないこととなります。以上、新旧対照表に記載の内容を事          務局案として提案させていただきますので、内容を協議いただき、          4 月の総会審議の対象となる受付分に合わせて 3 月 20 日付けで改正          し、法定改正と同じ令和 5 年 4 月 1 日の施行日から適用してまいり          たいと考えております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
草 苳 委 員	<p>8 番草苳です。事務処理要領を改正することに異存はないので          すが、これを市民にどのように周知するかご検討いただきたい。</p>
事 務 局	<p>毎年、農家のしおりを作成して、配布いたしますし、ホームペー          ジでも公開していきたいと考えております。</p>
議 長	<p>その他、ありませんか。          それではお諮りします。議第 159 号について、一部改正するこ          とに異議ありませんか。            (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、第 159 号山形市農業委員会農地事務取扱要          領の一部改正について、改正することに決します。          これで議事を終了します。          次に、報告事項について、事務局から報告願います。</p>



事務局	<p>はい。議長。  先に議案書を送付しておりますので、案件名と件数を読み上げさせていただきます。  49 ページから  報告事項（1）、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、25件を受理しています。  61 ページから報告事項（2）、農地法第4条届出書の受理について、1件を受理しています。  63 ページから報告事項（3）、農地法第5条届出書の受理について、6件を受理しています。  65 ページから報告事項（4）、農地法第18条第6項の規定による通知の受理について、35件を受理しています。  70 ページから報告事項（5）、農地改良届出書の受理について、1件を受理しています。  72 ページから報告事項（6）農地法第5条の規定による許可について、6件の許可証を交付しています。  報告事項は以上です。</p>
議長	<p>それでは6連絡事項について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>はい。議長。  (1) 次回の定例総会は、4月13日木曜日に開催予定です。  (2) 委員調査の調査日は、4月11日火曜日の予定です。  調査委員は「20番推名委員」「21番森田委員」にお願いしたいと思っております。件数が多い場合などは「22番伊藤委員」にお願いする場合がございます。  事務局からは以上です。</p>
議長	<p>次に7その他について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>(1) 令和5年度利用集積計画の事務処理計画について  (2) 令和5年度最適化目標の設定について  (資料に基づいて説明)  (どちらも全員より承認を得た。)</p>
議長	<p>ありがとうございました。  他に、皆さんから何かありませんか。  何も無ければ、これで第35回総会を終了します。ご苦労様でした。   (閉会午後3時01分)  以下余白</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長



議事録署名委員



議事録署名委員

